



2023年9月25日

各 位

会社名 AnyMind Group 株式会社
代表者名 代表取締役CEO 十河 宏輔
(コード番号：5027 東証グロース市場)
問合せ先 取締役CFO 大川 敬三
(TEL 03-6384-5490)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2023年9月25日開催の取締役会において、当社普通株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 4,452,200 株
種 類 及 び 数
- (2) 売 出 人 及 び 株 式 会 社 S M B C 信 託 銀 行
売 出 株 式 数 (特定運用金外信託 未来創生2号ファンド) 947,300 株
JATF VI (Singapore) Pte. Ltd. 839,200 株
Jungle Ventures I Pte. Ltd. 601,800 株
JAFCO Asia Technology Fund VII Pte. Ltd. 583,700 株
VGI Public Company Limited 325,700 株
日本郵政キャピタル株式会社 298,200 株
Rohit Sharma 222,700 株
株 式 会 社 S M B C 信 託 銀 行
(特定運用金外信託 契約番号12100440) 207,000 株
Tisya Sharma 201,000 株
Vaibhav Odhekar 100,000 株
三菱UFJキャピタル7号投資事業有限責任組合 63,000 株
TV Thunder Public Company Limited 62,600 株
- (3) 売 出 価 格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2023年10月3日（火）から2023年10月10日（火）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需

ご注意：この文書は当社普通株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- 要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。)
- (4) 売 出 方 法 みずほ証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を共同主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
なお、当該株式の一部につき、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。
- (5) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (6) 受 渡 期 日 売出価格等決定日の5営業日後の日
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他引受人の買取引受けによる売出しに必要な一切の事項の承認については、代表取締役 CEO 十河宏輔に一任する。
- (10) 引受人の買取引受けによる売出しについては、2023年9月25日（月）に金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出している。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（以下<ご参考>2. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 667,800株
（上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。なお、売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。）
- (2) 売 出 人 みずほ証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定される。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から667,800株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の承認については、代表取締役 CEO 十河宏輔に一任する。
- (10) オーバーアロットメントによる売出しについては、2023年9月25日（月）に金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出している。

ご注意：この文書は当社普通株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

当社グループは「Make Every Business Borderless」というミッションのもと、ブランド構築、生産管理、メディア運営、EC サイト構築・運営、マーケティング、物流管理等のソリューションをワンストップで支援するプラットフォームを提供しており、アジア・中東を中心に世界 13 カ国・地域にて事業を展開しております。

2023 年 3 月に東京証券取引所グロース市場に上場して以来、数多くの投資家と対話する中で浮動株比率の低さが一つの課題であるとの認識に至りました。そのため、上場前から当社株式を保有する各売出人と継続して対話を図り、この課題に対する効果的な解決策を模索してまいりました。

その様な背景の中、浮動株比率を高め、より投資家層を拡大することを目的とし、この度本株式売出しを実施することに至りました。本株式売出しにより、当社株式の円滑な取引を促進し、投資家層を拡大することで株式の流動性を高め、中長期的な企業価値の拡大に貢献するものと考えております。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から 667,800 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は 667,800 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から 2023 年 11 月 2 日（木）までの間を行使期間として上記当社株主から付与されます。

また、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2023 年 11 月 2 日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返還に充当後の残余の借入れ株式は、みずほ証券株式会社がグリーンシューオプションを行使することにより返還されます。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーア

ご注意：この文書は当社普通株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933 年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

ロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主からみずほ証券株式会社へのグリーンシュエアオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

シンジケートカバー取引及び安定操作取引に関して、みずほ証券株式会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議の上、これらを行うものとしします。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である株式会社SMB C信託銀行（特定運用金外信託 未来創生2号ファンド）、JATF VI (Singapore) Pte. Ltd.、JAFCO Asia Technology Fund VII Pte. Ltd.、VGI Public Company Limited、日本郵政キャピタル株式会社、Rohit Sharma、株式会社SMB C信託銀行（特定運用金外信託 契約番号12100440）、Vaibhav Odhekar、三菱UFJキャピタル7号投資事業有限責任組合及びTV Thunder Public Company Limited並びに当社株主であるJICベンチャー・グロース・ファンド1号投資事業有限責任組合、JPインベストメント1号投資事業有限責任組合及び日本グロースキャピタル投資法人はみずほ証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「本件ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出しによる売却等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、本件ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行若しくは処分、当社普通株式に転換若しくは交換され得る有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、株式分割による当社普通株式の発行又は交付、ストックオプションとしての新株予約権の発行及び新株予約権の行使による当社普通株式の発行又は交付等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、2023年3月の東京証券取引所グロース市場への当社株式上場の際には、2023年2月28日及び2023年3月12日開催の各取締役会において決議された公募による新株式発行及び引受人の買取引受けによる売出し（以下「上場時引受人の買取引受けによる売出し」という。）に関連して、売出人かつ貸株人であった十河宏輔、売出人であった小堤音彦、当社株主である渡邊久憲及びKSG Capital Pte. Ltd.はみずほ証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後360日目の2024年3月22日までの期間（本件ロックアップ期間と併せて、以下「ロックアップ期間」と総称する。）中、みずほ証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、上場時引受人の買取引受けによる売出し及び2023年2月28日開催の取締役会において決議されたオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）等を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は当社普通株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。